

大磯町小規模事業者等 持続化給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した町内の小規模事業者等の事業継続を支援するために大磯町小規模事業者等持続化給付金を交付します。

【対象者】

以下の要件を全て満たす事業者が対象となります。なお、国の持続化給付金の受給の有無は問いません。

事業所	① 町内に事業所があり、町内で事業を営んでいる小規模事業者等（個人事業主を含む）である※1
	② 個人事業主の場合、事業収入が事業収入以外の収入（公的年金収入を除く）より多いこと
	③ 令和元年12月1日以前に創業している
	④ 事業を継続する意思がある
売上減少	⑤ 令和2年3月から令和2年5月までの内、売上の減少額が最も大きい月の前年同月比で 20%以上 減少している※2
	⑥ 令和2年3月から令和2年5月までの売上高の合計額が、前年同月比で 20万円以上 減少している※2
その他	⑦ 町税を滞納していない※3
	⑧ 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人でない
	⑨ 暴力団排除条例に該当しない、政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではない等

※1 業種毎に資本金及び従業員数で定義付けされています。詳細は、裏面を参照してください。

※2 令和2年3月1日現在、創業1年未満の事業者は令和元年12月～令和2年2月と比較

※3 新型コロナウイルス感染症拡大による猶予がある場合はこの限りではありません。



【給付額】

売上減少率が最も大きい月の率に応じて、次のとおり給付します。

売上減少率	給付額
20%以上50%未満	20万円
50%以上	10万円

受付期間

令和2年7月20日(月)

～ 令和2年9月30日(水)

※消印有効

※必要書類や申請方法等、裏面をご覧ください。

小規模事業者等とは？

法人全体で資本金・従業員数いずれかの項目に該当する場合、交付対象となります。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業・ 情報処理サービス業、以下に掲げる以外の業種	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5千万円以下	50人以下
医業	—	300人以下

【申請に必要な書類】

提出いただく書類は次の通りです。また、書類等の追加提出を依頼する場合があります。

指定様式	① 大磯町小規模事業者等持続化給付金交付申請書兼実績報告書
	② 誓約書
	③ 大磯町小規模事業者等持続化給付金交付請求書
	④ 令和2年3月～5月の3か月分及び前年同月分の売上が確認できる書類 ※1 ※2
任意様式	⑤ 直近の確定申告書の写し
	⑥ 町内で事業を営んでいることがわかる書類（履歴事項全部証明書・個人事業開業届出書等） ※3

※1 通帳や請求書の写しは証明書類として認めません。

※2 令和2年3月1日現在、創業1年未満の場合は令和元年12月～令和2年2月の3か月分の売上が確認できる書類

※3 店舗の外観写真（町内で事業を営んでいることがわかる写真）でも可です。

【申請方法】

必要書類を次の宛先まで郵送してください。

〒255-0003 大磯町大磯1398-18
大磯町産業観光課 みなと推進係 宛



注意事項

- ・給付は1事業者につき1回限りです。
- ・申請内容の虚偽等が明らかになった場合、給付金の返納を求められることがあります。

【詳細及び様式について】

町ホームページでご案内しています。



大磯町 事業者支援



問い合わせ先

大磯町産業観光課 みなと推進係 TEL 0463-61-5719（直通）